

## 兵庫県障害福祉審議会第1回「ひと」分科会 議事要旨

1 日 時 令和元年11月26日(火) 13:00～15:00

2 場 所 兵庫県農業共済会館4階 第3会議室

### 3 議 題

#### (1) 事務局説明

①計画の改定と分科会の役割(資料1、2)

#### (2) ひと分科会

①防災、防犯等の推進

②自立した生活の支援・意思決定支援の推進

③教育の振興

④追加・補足

### 4 内 容(議論項目別に発言を整理)

#### ■事務局[資料1、2により説明]

①計画の改定と分科会の役割(資料1、2)

#### 【意見】

#### ■A委員

- ・発達障害の支援に関する課題と学校教育における合理的配慮に関する課題に分けて、意見を述べる。発達障害者支援センターの拡充の必要性については、兵庫県は日本の中でも同センターの数はかなり多い方である。その中でセンターの役割というのが、一時的な相談支援、最初に相談する窓口という役割から、二次的な相談窓口という役割に変わってきている。そのような点からも、地域の中でネットワークを作っただけ、その地域を引っ張っていく存在になっていただきたいという思いがある。つまり、地域や圏域において、発達障害分野での中心的役割をセンターが地域の多機関との連携を図りながら進めていくことが求められ、その役割を担っていただきたい、というのが一つ目である。(資料2(以下同じ)番号:88)
- ・二つ目は、1ページ目の94番。当事者への支援ということだけではなく、家族への支援の充実、当事者同士、もしくは同じ境遇にある保護者のサポート体制の充実をより進めていくべきだと考える。これは今、実際にピアカウンセラーを拡充するというような動きがあるが、実際あまり機能していないとか、活用をされていないという現実があるので、今一度それを求めていきたい。(番号:94)
- ・次に、私も大学に勤めている中で感じるが、発達障害のある方も含め、小中高の時は支援(教育)する側と繋がっているが、大学ではかなり格差があるのではないかと、ということである。兵庫県でも国立大学法人、私立など様々な大学があるが、大学での

受け入れ等、学生に対する支援を充実させていくことが、次の就労にも繋がっていく。大学でうまくいかないで、登校できなくなり、社会との距離ができてしまうという例もあるので、学生の受入れとその支援を少し丁寧に見ていく事が大切。(番号：227)

- ・最後にバリアフリー化。これは発達障害だけではなく障害全般について言えることだが、積極的に障害がある学生を受け入れる取り組みをしている大学を後押しするような仕組みが必要。(番号：233)
- ・次に、学校教育における合理的配慮の分野だが、縦と横における支援の繋がりが以前から言われてきており、現在相当進んできているのは理解しているが、兵庫県が取り組んでいる一つである、サポートファイルがうまく機能していない地域が結構ある。これは以前、発達障害者支援協会の部会で調査したが、同制度は行政記入・管理方式の方が機能しており、保護者記入・管理方式のところは活用が広まっていないという結果であった。サポートファイルに書かれている内容について、学校側も十分に把握していない、という状況もあるので、そこは喫緊の問題として挙げられる。(番号：106)
- ・合理的配慮に関して、学校教員に対する様々なケースを例示することを研修等でなされているが、まだまだ十分ではない。学校の先生も、合理的配慮の実践がどういう具体例があって、どういう基準でやっていけばよいかということに、かなり迷われているところがある。(番号：212)
- ・就学先を決定する上でも地域格差があり、市町によって取り組みの形態がかなり違う。子どもの障害に応じて、通常の学級に行った場合、特別支援学級に行った場合、特別支援学校に行った場合、それぞれどのような教育を受けることができるかという話し合いを保護者とすることなく、障害が重かったら特別支援学校に行くとか、まだ障害の重い軽いで決められている現状がある。大事なのは保護者の方と合意形成をすること。それが十分でないまま進んでいくと、その後の教育上にもあまりよくない影響がある。(番号：210)

## ■ B委員

- ・最初に、県の教育委員会が昨年度定めた兵庫県特別支援教育第三次推進計画について説明させていただく。この計画は今年度から5年間取り組んでいく予定であるが、策定にあたっては、それまでの課題と今後取り組む方向性を示したものになっている。この計画と今回の課題として出しているものは重なっていくということをご理解いただきたい。もう1点、先程A委員が「縦と横」という表現をされていたが、県の教育委員会として考えている、「縦と横の連携」はこの計画の第1章にあるので、これをまず簡単に説明する。
- ・兵庫県特別支援教育第三次推進計画における「縦の連携」というものは、就学前も含めて、小・中・高・特別支援学校、卒業後という子どもの成長を時系的につなげていくのが「縦の連携」としての考え。「横の連携」は保健・福祉・医療・労働・地域住民・学校など幼児児童生徒の周りにある支援の担い手をつなぐものとなる。
- ・防犯・防災に関する課題について、一つ目として、本県には寄宿舎がある学校が7校

あるが、そこに136人の幼児児童生徒数が生活しているが、夜間等の外部の侵入者等の防犯対策には課題があると考えている。つまり、それぞれの施設には赤外線センサーや防犯カメラ等もあり、寄宿舎指導員も3人から4人宿泊するような体制を整えているが、いざとなったときに近隣の地域とか関係部署と連絡を取ることができる仕組みを構築することが必要ではないか。(番号：61)

- 次に、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるが、それによってクレジットカードを自分で作ることができたり、住む場所を自分で決めることができたり、あるいは、高額なローンを組んだりすることが自分でできるようになることから、それらに対応できる能力や知識をつける教育をきちんと行う必要があるのではないか。これらの消費者教育に関する教科書がないため、先程述べた教育を如何に充実していくか、ということが課題である。そして被害に遭わないために、成年後見人制度等の充実ということも必要になるのではないか。(番号：63)
- 続いて、学校と福祉の連携に関する課題であるが、学校と放課後等デイサービス等の事業所との連携について、課題があると考えている。放課後等デイサービスを利用する、児童生徒の送迎や情報の共有に関する課題を明確にして、具体的な連携の仕組みを作っていく必要がある。例え話をすると、児童生徒の安全性については、児童生徒が、学校が終わって1人や2人で放課後等デイサービスの送迎車を待っている場所を学校は把握していないことがある点である。一貫性という点では、食事をする際の話だが、学校では箸を使うことを勧め、一方で家ではフォークを使う、あるいはデイサービスでは何を使ってもよい、というような指導をそれぞれがすると、子どもが迷ってしまう。これらのように、送迎に関することから子どもに対する指導方針など、多くのことを情報交換することが大切となる。(番号：106)
- 次に、特別支援教育に関する課題について、多様な学びの場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）が大体整備はできているが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、卒業後に向けた引継ぎの連続性が十分保たれているとは言いがたい。横の繋がりということで、教育、福祉、保健、医療、労働機関、地域住民など（支援の多様な担い手）と一貫性を持たせることが大切であり、それを踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できるような形にしていくべきである。先程も指摘されたサポートファイルがあるが、次の学年・進学先・就職先に、確実に子どもたちの状況や指導の考え方等を引き継いでいける体制を整えるべきである。(番号：208)
- 次に、特別支援学校は、通学区域が広範囲に渡るため、地元の学校に通えない生徒もいる。そのために、副次的な学籍を居住地の学校に導入して、特別支援学校にいる子どもたちも、その地域の仲間や人々と繋がっていけるようなシステムが必要である。(番号：209)
- 現在は、通常の学級にも医療的ケアが必要な幼児児童生徒が在籍するケースもあることから、域内の体制整備を行いガイドラインを作成するために、医療的ケア運営協議会を開いて取り組んでいる。今後も、医療的ケアのある幼児児童生徒が就学する際に実施体制をどのように整備するかが課題となるが、そこには当然市町との連携も重要な点となる。(番号：213)

- ・保護者支援に係る主な課題として、乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者がどこに相談してよいかわからないという状況がある。地域の実態を十分に踏まえて、その窓口を簡単に、また、確実にたどり着けるようなハンドブック等を作成し、周知を図るといような対策を考えている。(番号：217)
- ・特別支援学校にはセンター的機能があるが、地域によっては各小学校、中学校の教員が特別支援学校の教員に全て頼り、各小中学校の中での教員研修の充実や対応等が図られていないところもある。よって、各小中学校の各教員が、特別支援教育に係る基礎知識や能力を備えるための研修等を着実に実施し、対応力の底上げを図ることが重要である。(番号：219, 220)

### ■C委員

- ・防犯・防災については、地域の方の力というのが大切だと思うが、今、災害時の要援護者登録をすると地域の民生委員に名簿が渡って、何かの時に民生委員に対応いただける形になっている。しかし、その民生委員が高齢化ということと、地域活動に差がある、ということを目にする。地域の方の力が大事。(番号：61)
- ・知的障害者のうち、自立度の高く自分で出かけることができる人は、消費者トラブルなど警察との連携が大事。近くの派出所のようなところに、被害に遭う前からこのような(知的障害がある)人がいるということを、相談に行けるような所があればいいと思う。私の周りでも、そういう(知的障害のある)人が活動していると、自分では迷惑をかけているつもりはないが、実際には迷惑をかけている場合があり、それによって、あまりその人になじみのない近所の方が警察等に通報することもある。そのようなことがないように、地域の人との連携も大切であるが、警察にも事前に相談ができるようなところがあればと思う。(番号：63, 64)
- ・相談支援は私たちが、地域で生活するうえではとても大事。その相談員のスキルアップというか、相談員によって解決しないこともあるが、相談員の人もこうやればいなど思っても、具体的にそういう場所がない、ということもよく聞く。例えば、相談員が一時的にグループホーム等で親と離れて利用したほうがいい、と思ったとしても、利用できるグループホームがない。先ほどの地域で迷惑かける人が警察に相談に行った時などは、本当に入院するか警察の方で引き取るか、みたいなことを言われる。そのようなケースでは、相談支援専門員もそのような方が実際に支援してもらえる具体的な場所とか事業所を把握できれば、本人や家族も地域で暮らしやすくなるのではないかな。そのような意味で相談支援の充実を図っていただきたい。(番号：88, 89, 93)
- ・先ほどA委員もB委員も触れられたとおり、サポートファイルを各地で作成していると思うが、なかなか活用されていない。ステージが上がることに1から説明をしなければならぬ。よって、サポートファイルをもっと活用することが大切である。ただ、サポートファイルは障害の子どもだけが特別に記入しなければならず、途中から障害がわかった子どもに対してはなかなかハードルが高い。そこで提案であるが、母子手帳の中にサポートファイルに記載されている項目を作って、どの人にもこうい

うものが使えるような状況にすれば、そんなにハードルは高くないのではないか。  
(番号：106)

- ・放課後デイの数も増加しているが、支援内容にもバラツキがある。保護者の求めるものも、療育をしてほしいという考え方と、保護者が就労しているので学童保育的に使いたい、預けた時間を安全に見て欲しい、という考え方の二通りあるように思える。その整理をすればいいと思う。障害児学齢期の方が、保護者の方が病気をして入院をする時に短期入所の場所があまり無く、困っている現状が結構ある。(番号：108)
- ・発達障害については早期発見が大事だと思うが、なかなか保護者の方が我が子の障害を受容することができない、若しくは受容することに困難を伴うことがある。そこで、「お子さんが少し発達障害があるんじゃないですか」とアドバイスした学校であるとか保育園等の専門家が、保護者に対しアドバイスをすることも大切なこと。(番号：155)
- ・インクルーシブ教育については最近よく耳にするが、いまだに特別支援学校の生徒が増加しているように思う。その原因がどこにあるか、について考える必要がある。(番号：208)
- ・先ほどA委員が述べられた就学先の決定については、地域によって違うと思うが、地域の通常の学校から保護者に対して、「うちの学校は、これこれしかできませんよ」と言われて、通常の学校に通うことを諦めて、特別支援学校を選ぶケースを私は何件か聞いている。インクルーシブ教育を進めるのであれば、障害がある児童生徒も地域の学校で勉強をする事を前提に考えてほしい。それらの制度や環境が整えられた上で、本人や保護者がそれぞれの考えなどにより、別の選択を採るとというのが本来の姿ではないか。(番号：210)
- ・障害のある子どもにもすべからず年齢に応じた学習が必要だと思うが、特別支援学校においてはそこが少し置き去りになっていた気がする。どんな子どもにも勉強はとてども大事で、知的障害がある子どもも聞いていないように見えても学習的なことには興味がある。その時はわからなくても、将来本人の生きる力、その人の人格的なものにも関わってくるので、本人のエンパワーメントという観点からも学習面においてもう少し力を入れて欲しい。(番号：222)
- ・特別支援学校に対するバリアフリー化、特に、災害時に全ての特別支援学校が福祉避難所の役割を果たせるように整備がなされるべき。(番号：223)

## ■ D委員

- ・学校の授業は普通学級で勉強していたが追いつけなかったため、特別支援学級に異動したが、先生の話が理解しにくいところがあった。会議の資料は、電話で説明を受けても解りにくく、実際に会って資料を指差しながら教えてもらったほうが、解りやすかった。人間関係は、みんなと一緒に遊んだり、会話をしているも障害があるからということで、みんなの輪から外されてしまう事があった。(番号：208, 209)

## ■ E会長

- ・ D委員の貴重な意見をもう少し掘り下げるには、事務局でD委員に個別に詳しく説明の上、別途、直接意見を聞いてもらう機会を設けてはどうか。

## 【まとめ】

### ①防災、防犯等の推進

#### ■ E会長

- ・ 障害者支援施設の相模原事件のことを踏まえて、安全確保ということも大変重要な課題だと思う。一番身近な地域防犯ということで、よく一つの指標として言われるものに、体感治安というのがある。日本の縮図と言われる兵庫県だから、地域によって生活の実情というものが随分違うと思う。体感治安の非常に悪いところで暮らす障害のある方達に対する防犯上の配慮というようなこと。これまでは全般について、防犯灯を付けようとか、或いは地域の見守り活動をしていこうとか、そのようなことで取り組んでいるが、その中に地域で暮らす障害のある方達という具体像を想定した取り組みのようなものが、今後考えられるのではないか。その視点を少し視野に入れながら検討してもらいたい。(番号：61)

### ②自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(特に意見等なし)

### ③教育の振興

#### ■事務局

- ・ A委員が述べられた、発達障害者支援センターの拡充の必要性の中で、地域で専門性を高めることについて、具体的にどのようにしていけばよいか。

#### ■ A委員

- ・ 発達障害者支援センターが二次機関になった今、地域の中で取りまとめをするような役割を求められる。現状は、自立支援協議会などの一メンバーであるだけで、その地域の発達障害者支援をどうしていくかということに強く関与できていないところがあるように思う。例えば、クローバーの加西ブランチは、北播磨自立支援協議会に参与して発達障害部会を立ち上げ、事務局になり、そこでの課題を通じて、北播磨の格差のある様々な市をどう引っ張っていこうかという取り組みをしている。直接相談を受けるだけでなく、地域をリードしていくことが一つクローバーに求められる二次機関に必要な役割だと思う。
- ・ 発達障害のある方で重要な事例の中に、家庭でのひきこもりのような状態にあることや、強度行動障害などがある。家庭がかなり困っている状態であるのに、地域で解決しきれないという問題がある。地域で「このようにできたらよいのに」ということを聞いても、例えば、「うちの市にはないですから」という感じで終わってしまった時に、問題がそのままになっていることが課題であろう。相談員のスキルだけを向上し

たからといって、ひきこもりの方の問題が解決できるわけではない。地域格差というのは、そのままにしているのではなくて、解決するような場へ上げていくようなことをしていけないといけない。同様に、サポートファイルがうまくいってないということについても、現場は気づいているが、そのままになっていて、進めることができないというシステム上の課題にもおそらく気づいている。それがそのままになっていることが課題で、発達障害者支援センターだけの課題ではなく、解決していくための協議会のような何かがないと進んでいかないというのが二つ目である。

- 三つ目は、たとえば、今、ひきこもりについての親をサポートするプログラムがあるが、それを発達障害者支援センターが率先して行う取組を、財政的支援も含めて援助していくことである。発達障害者支援センターの相談員が地域のニーズに応えるための取組を行っていることを、さらに後押しできる体制が必要である。また、相談員の力量を上げていくことも、難しいことであるが、求められている。

## ■事務局

- 大学を含めて縦というか、幼児から一貫してサポート体制というか、サポートファイルが不十分とも言われるが、仮に大学から含めて一生涯その人を支えて、情報を管理していくのかということ考えた場合に、今、どこにどんな機能がないからできないと考えているか。

## ■A委員

- サポートファイルについて、本人・保護者主体に、本人・保護者が選んで決めて、情報を上に繋いだり、横に繋いだりするのはいいと思う。ただ、保護者にそれを任せているだけだと、なかなかつながっていかない現状もあるので、ある程度、学校等の行政が後押しをしていけないといけない。もちろん繋げたくない、情報をあげたくないという方もいるので、それは無理にということとはできない。
- 全部、行政管理にしないといけないわけではないが、そういうルールに乗って、節目節目で新たにつくってみる、または取り下げるみたいなことにしていけないと情報が繋がりにくい。もう一つは、中高連携シートというのができて、中学校から高校にはかなり風通しがよくなったが、大学に上がってこない確率が高い。大学まで上げる必要性を感じてない方もいると思う。ただ、働く段になった時にうまく仕事に就けなかったのもう1回繋げたいという方もいる。この時大事になってくるのは、サポートファイルを使うことで繋がりがやすくなっていく実例を作っていくことである。
- 情報を上げていくことをだんだん辞めていく理由は、これを上げていてもあまり活用されないという思いがあるからだと感じている。特定の機関が推進していけば、うまくいくというわけでもないが、県全体で中高連携を実施すると、昔と比べたら引継ぎ率が相当向上している。連携することで、高校にも浸透し、受入側も変化していく。

## ■ B委員

- ・中学校の教員は、昔、サポートファイル等を引継ぐと子どもたちが受検の時、不利になるのではないかということで、隠そうとしていたことがあった。それが、教員に正しい知識が入っていき、子どもたちのためには、やはり支援を繋いでいかなければいけないということになった。今度は高校の教員が、発達障害等への対応が分からないので、中学校へ聞きに行くことがあり、そうであれば、中高連携シートを使い、初めから連携していけば効果的であるということで、今、大分引継ぎが進みつつある。この傾向は、六、七年ぐらい前は進んでいなかったが、ここ数年で急激に進んでいる。

## ■ A委員

- ・それだけでは十分ではないかもしれないが、中高連携会議のような枠組みが、各地域で立ち上がっていることは、支援者がお互いに知り合いになるというだけでも重要な意味を持つ。
- ・サポートファイルや個別の教育支援計画で繋がればよいが、やはりそれを拒否される方もいる。しかし、高校進学の際に、サポートファイルを持ってない方に対しても、さらに中高連携シートがあることで、中学校の先生が「高校も含めた受検にも不利になりませんよ」という説明をすることで、そのような連携ツールを使ってみようかなとなるので、役立っていると考ええる。

## ■ B委員

- ・サポートファイルの場合は、就学前から作成することもあるため、作成を義務づけられない。一方、個別の教育支援計画は、学校教育の中での引継ぎということになると、積極的な推進もできるというところで、各特別支援学校と特別支援学級等の教員が中心に関わり実施している。中高連携シートは、個別の教育支援計画等が作成されていない場合のツールである。既存の個別の教育支援計画やサポートファイル等の引継ぎが浸透していくと、中高連携シートとサポートファイル等の両方を作成する必要はなくなると考える。

## ■ E会長

- ・縦横という整理も当然あると思うが、多機関が連携をすとか或いは一つの機関の中でも、多職種が連携する仕事はどこの分野でも大変である。実際の対象となる障害児の将来を考えた時に、そこで連携しないまま年を経るということは、大変大きな問題に繋がっていく。いろいろな対応策というのは、社会資源である何々センターや何々事業所というものをたくさん作って対応することになったりするが、一つ一つのセンターや事業所の中で、本当に1から10まできちっと対応できているかということ、そこにも課題がある。数の問題と質の問題があり、両面から考えていく必要がある。C委員から提案があった、母子手帳の機能と合体させるというのは、大きなアイデアだと思うが、行政的に縦割りがあり、連携していくことが難しいかもしれない。それを乗り越える上で、多機関の連携、多職種の連携というのがスムーズにできるような、



スキームをまず作っていかないといけない。器を作りました、仕組みはできています、ということで終わってしまうことが結構多い。その辺りの大事な課題、大概のことに通じる見方ではないかと思う。色々な計画を策定していく上での課題が並んでいて、仕組みは作っているが、機能面でいろいろ課題があるということが、実はたくさんあるので、そこをどうしていくかということについて、その辺りの意見をいただきながら、また事務局でも情報収集をしてもらいたい。

- ・ひと分科会の範囲の中に地域福祉というのがあり、今地域福祉の仕事をやっているが、この資料2にも、ずばり地域福祉が出てくる。昨年度、兵庫県の地域福祉計画が改定された中で、非常にホットな議論があり、整理をつけてもらったので、次回の計画改定には、そこでの議論や整理された事柄を上手く活用してもらいたい。

### ■ B 委員

- ・この計画は、多岐に渡り幅広い項目を扱っており、社会全体で推進することが重要である。全ての地域の人達が、当事者であり支援者であるという意識を持つことなどは、計画のどこかに載っているのか。一貫した理念のようなものが必要である。それを踏まえて、それぞれの分野の方向性を検討していくことになるのではないか。

### ■ 事務局

- ・基本的には、今も障害福祉計画の理念を総括的に載せる章はあるが、今回も同様に設定しようと考えている。

### ④追加・補足

#### ■ D 委員（事務局補足）

- ・事務局から先ほどの補足を二点させていただく。一点目は、学校でいじめられた事について、輪に入れなかったという表現にしたが、やはり障害が原因で、通常の学級でいじめられた経験があり辛かったということを言われていた。二点目は、小さい時に障害があるという事を認識したときに、何故、障害があるのだろうかという気持ちが非常に強かったということを言われていたので、障害のある子どもたちに対するケアが非常に大切であると感じておられるのではないかということである。